

(陳受29第9号)

武蔵境駅北口市有地有効活用事業に係る疑惑に対して真相究明を求めることに
関する陳情

受理年月日	平成29年5月29日
-------	------------

陳情者	境1-21-8 秋本 正 ほか7名
-----	----------------------

陳情の要旨

市有財産が正しく活用されることを願って陳情を続けてきましたが、市の意思決定過程を調査するため情報公開請求を行いました。

この開示請求によって得た資料により新たな疑惑が生まれました。

平成27年10月23日の市長協議資料によると「水面下で相談してきた事業者とこれ以上かかわりを持つことは、行政の透明性からも問題があるため、中立的な第三者機関である日本PFI・PPP協会に相談した。」とあり、その回答として「市のスケジュール案は、一般的なものと比べあまりにも短く、当該相談事業者以外は応募できないと考えられる」と記されています。また、同年8月18日に行われた副市長・部長の打ち合わせ記録表によると、定期借地の期間について、特定の事業者（開示請求では黒塗り）にヒアリングをしており「事業者から30年でも問題ないという回答を得ている」という旨の記載が確認されました。

この記載にある、「水面下で相談してきた事業者」とは、一体どのような事業者で、何をどこまで相談をしてきたのでしょうか。ヒアリングの末、定期借地期間を30年でも問題ないとした「黒塗りの事業者」はどのような事業者なのでしょう。だんだん疑惑へと変わっていきました。

もし、水面下で相談をしていた事業者などがこのプロポーザルに応募していたとしたら、明らかな不公正競争に当たると考えられます。

これらの疑惑は、今後のPPP事業やプロポーザルに大きな影響を与えることでもあるため、広く市民に明らかにしなければならないと考え、以下に陳情いたします。

記

- 1 平成27年10月23日付、市長協議文書の「水面下で相談してきた事業者」は今回のPPPの当選事業者か否か、明らかにすること。
- 2 第三者機関のPPP協会から「市のスケジュール案は一般的なものと比べてあまりにも短く、当該事業者以外は応募できないと思われる」と言われましたが、それにもかかわらず翌年平成28年5月にプロポーザルを実施したこの理由は何でしょうか。また、選考委員の評価に当選した〇〇だけが「具体性のある計画」との評価を受けましたが、他の事業者は事前に情報を把握していなかったため具体的な計画が立案できなかったことと推察されます。明らかな不公正競争と思われるかもしれませんが具体的な真実を明らかにしてください。